

平成30年11月28日(水)

於・ コープビル 6階会議室

第29回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成30年11月28日（水）14：30～16：43

2. 場所：コープビル 6階会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

宮城県 畠山 喜勝

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

高知県 木下 清

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 清水 三千春

漁業者代表 小坂田 浩嗣

| | |
|-------|--------|
| 漁業者代表 | 金澤 俊明 |
| 漁業者代表 | 中田 勝淑 |
| 漁業者代表 | 井上 幸宣 |
| 学識経験者 | 北門 利英 |
| 学識経験者 | 花岡 和佳男 |

4. 議題

(1) 広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 マサバ太平洋系群

(2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について

(4) 平成31年度資源管理関係予算について

(5) その他

午後2時30分 開会

○事務局（竹川） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第29回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めます水産庁管理課の竹川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、都道府県互選委員であります岩手海区の大井委員、それから東京海区の有元委員が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の26名の委員のご出席を賜っております。そのため、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、関会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○関会長 本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、会長を務めさせていただきます東海大の関と申します。いろいろ不手際多々あると思えますけれども、皆様のご協力をいただきながら円滑な会議運営に努めていきたいと思えます。また皆様からなるべくたくさんの忌憚のないご意見もいただきたいと思っておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日は、水産庁から長谷長官、神谷資源管理部長、藤田企画課長、中管理課長、岩本資源管理推進室長、また水産研究・教育機構から中央水産研究所資源研究センターの上原副センター長を初め、多数の方にご出席をいただいております。

それでは、本日もご臨席いただいている水産庁の長谷長官から、委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

○長谷長官 皆さん、こんにちは。水産庁の長谷でございます。

本日は、第29回太平洋広域漁業調整委員会にご出席くださりましてありがとうございます。委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げたいと思えます。

実は、今、水産改革法案、漁業法や水産業協同組合法の改正を国会にお諮りしているところでありまして、今日の午前中に衆議院の農林水産委員会で採決、可決していただいたという状況でございます。

そういう中で、都度情報発信してきたつもりでありますけれども、特に野党の先生方から、まだまだ改革の趣旨が、内容が浜に届いていないぞというお叱りを受けているところでございます。6月に地域の活力創造プランという中で、水産改革の中身を取りまとめたところでありまして、その後、6月～10月までの間に数えてみたら99回の説明会を行っておりまして、延べで6,000人を超える方に対して説明を行ってきているところであります。

また、動画を、水産庁のホームページにも載せております。ユーチューブで「水産改革」というふうに検索していただくと私の顔が出てまいりまして、その水産改革の内容について、趣旨なり意図なりを話しているものが見られるわけでありましてけれども、先ほどチェックいたしましたけれども、まだ視聴回数が3,000回に足りていないということでもありますので、よろしかったら見ていただきたいなど。

うちの鹿児島の小里衆議院議員が今農林水産副大臣ということなんですけれども、昨日話をしていたら、地元の漁業関係者と長官の動画見たよということで、わかりやすかったよと一応言ってくれました。たどたどしいところがかえってよかったよとかと言われて、何か褒められているんだか、喜んでいいんだかどうかわからないような褒められ方をしたんですけれども、暇があったらぜひ見ていただきたいと思います。

貴重な時間を申しわけありませんけれども、せっかくの機会なので、改革の背景なり意図なりお話をしたいと思います。1つは、まさにこの委員会で議論している資源の問題であります。この改革の機会を捉えて、本来豊かな漁場である日本周辺の資源の底上げを図りたいという思いであります。

この議題に即して言えば、マサバの太平洋系群、まさにここの委員会でずっと取り組んできた資源の回復であります、平成15年だったと思いますけれども、資源回復計画をつくって、卓越年級群を取り残して資源を回復するんだと目標を立ててやってまいりました。そのおかげで、ちょっと時間かかったかもしれませんが、目標の親魚資源量まで回復してきたという、まさに成果が出たわけであります。逆に、その資源が増えたがゆえに、資源が公海部分にまで大きく分布を広げて、そこに向かって中国船等外国船が群がってくるというような事態を招くほどに資源回復がうまくいったという事例であります。

それについては、だからこそNPFCという国際機関もつくって、隻数凍結だけではこういうのはうまくいかないんで、漁獲量管理をみんなでやりましょうという方向で、国別の漁獲割り当て量を決める交渉を進めているところであります。

そう言っているうちに、また今度はイワシがどんどん増えて、最近の話だと道東沖の、サバもなかなか南の方、四国だとか九州だとかまではそれほど広がっていないのかもしれませんが、そう言っている間にマイワシがどんどん増えてきて、この秋の状況だと、もう道東沖はイワシだらけで、せっかくのサバが岸に寄ってこないというような話も聞いたりしているところです。何とかあまりイワシだらけにならずに、いい案配でサバも獲り続けることができると願うばかりであります。そういう安定的な資源状態にして、ノル

ウェーのサバばかりに市場を席卷されるのではなくて、計画的に国産のサバを資源管理して、市場にも回していくというふうにしていきたい。そういうことを一つ一つ取り組んでいきたいということでもあります。

そのときに、資源を回復させようとするれば、国内の漁業者にある程度の我慢をお願いしなきゃいけない。その我慢をお願いする上でのいろいろな支援策もやっていかなきゃいけないということでもありますし、先ほども中国船の話をしましたけれども、日本の周りの資源は外国漁船とも共通の資源が多いわけでありまして、そういう中で資源調査も拡充して、それをてこに水産外交をしっかり取り組んでいくと。中国だけでなく、仲間の国をつくって管理を進めていくということが大事だし、また日本海のほうに目を移せば、北朝鮮漁船がどんどん侵入しようとしてきているところで、日々攻防を繰り返していますけれども、この取り締まりというのも大事な問題で、取り締まりについての体制強化と、これ、去年の補正予算で55年ぶりに水産庁の取り締まり、増隻を認めてもらったぐらいですけども、体制としてもっと強化していきたいと。そういうことをやりながら、日本周辺水域の資源の底上げを図っていきたいというのが一つであります。

もう一つは、簡潔に言いますけれども、沿岸の話で、これニュースでよく出ますけれども、漁業権の関係の話があります。現在人口減少の時代です。浜の人口減少も進んでおります。そういう中で、地域の差が大きいですが、今後を見据えて漁場の総合利用で生産力を上げていくという観点で、もう一回取り組んでいこうということでもあります。

そういう意味で、今の漁業権者、共同漁業権は手をつけませんというか、今までどおり、これ浜の秩序の基本ですから、それは従来どおりということでもありますけれども、その上に乗っかっている定置漁業権、区画漁業権の優先順位は外しますけれども、今の漁業権者が頑張っていて、適切かつ有効という言葉を使っていますけれども、しっかりと普通に使っているのであれば、切りかえのときはまた同じ者に免許しますということを漁業法の中に書いてある。今は、優先順位というのが事細かに決まっております、例えば地元の漁民7人の法人、会社は優先順位が定置は3番となっていますけれども、例えばそれが切りかえのたびに競願があったらどうなるのかと、7人がたまたま病気で亡くなられて6人になったらどうなるんだみたいなのが今の制度だったわけですね。そういうことではなくて、しっかり取り組んでいただいている方には、切りかえのときもまた同じ者に免許しますというようなことを書きますという内容であります。

そういう中で、利用度が低下してきた漁場についてはもう一回利用度を上げていく取り

組みを後押しさせていただきますし、その中で、いろんな漁業種類がありますけれども、家族経営の形態で漁場があいてきたということであれば、協業化を進めるだとか法人化も考えてみるだとか、いろいろこの機会にもう一回、漁場の有効利用を考えていただく契機にしたいというような中身であります。

もう一つは、この機会に密漁対策ということで、罰金の引き上げも、今、漁業法の最高が200万円なんですけれども、3,000万という罰金を設けて、密漁対策をこれから強化していきたいというような話であります。

もう一つだけ、海区漁業調整委員会の公選制をやめるという話であります。広域漁業調整委員会とも密接に関係する海区漁業調整委員会ですけれども、委員会に関してさまざまな議論があるわけです。漁業者を中心とした組織、漁業者、地元の事情がわかっているからこそ改革ができると、いろんな見直しも浜の常識に沿ってやれるんだということでありまして、その地元の漁業者を中心とした組織であるというところは堅持した上で、選挙については今回やめましょうという内容になっております。

これについては、今の制度では15人の委員会のうち漁民委員は9人と決まっているわけですね。そのときに、例えば、それで直近、64の委員会のうち選挙になったのが8つなんですね。何があるかという、いろんな例があるんですけれども、県内に5地区があるときに、今の制度だと9人の枠に無理やりというか、各地区から2人出せば全然問題なく委員構成できるんですけども、法律で9人と書いてあるから、そこでいろんな調整を図らなきゃいけないとか、あるいは学識経験枠に漁業者が入るというような実態があるわけなんですけれども、今回は過半数を漁民委員、漁業者委員でなければいけないということを書きますので、9人であっても10人であっても11人であってもいいと。

もっとも、中立委員と学識経験委員か、これは最低1人ずつは入っていただくと法律で書いてありますけれども、あとは自由度高く、地域の実情に応じて委員構成していただくと。いろんな漁民委員の範疇でない漁協での経験豊かな専務参事さんだとか、そういう方も入りやすい規定にしているところでもあります。

それで、イメージとしては、知事さんが漁連のほうに委員さんを推薦してもらうということにして、それを尊重するというような規定も置いたということでもあります。やっぱりうちの県は選挙が意味があるんだということであれば、団体推薦の事前の選挙を組織内でやっていただくということでも構わないというような考え方をしているところがございます。

いろいろありますけれども、そういうことで、この機会にこれをチャンスとして、水産界として漁場のもう一回総合利用、それから資源の底上げを取り組んでいきますと、それで政府全体として、だからこその後押しをよろしく、そのための予算要求を今やっているところでありまして、法案の成立とともに必要な予算の確保をこれからしっかりと取り組んでいきたい、年末に向けて取り組んでいきたいという状況であります。

そんなことでやっているのと、とりあえずそういうことで、長くなって申しわけありません。後ほどその他の議題の中で、担当の藤田課長からもう少し詳しくお話しさせていただくことになると思います。

ということで、本日、委員会の忌憚のない、国会の審議の中でもクロマグロなどの話で、いまだに漁業者、業種間の対立をあおるような議論がなされておりますけれども、日本の中で資源を回復する上で、業種間の垣根を超えて、みんなで力を合わせて取り組んでいこうというのが、この広域漁業調整委員会の設立趣旨だと思っておりますので、もう一回、その思いを思い起こしながら、この先も取り組んでいきたいということをお話し申し上げたいと思います。

本日、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○関会長 長谷長官、どうもありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局（竹川） それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料でございますが、まず、ホッチキスでとめられました議事次第という資料がございます。この資料には、議事次第の次のページに委員名簿がついております。続いて配席図、出席者名簿が続いております。そのほかの資料が資料1-1ということで、複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況という1枚紙、そして資料1-2-1、これはマサバの絵が描いてあります資料でございます。そして、資料1-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理という資料、そして資料2、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する資料、それから資料3が太平洋クロマグロに関する資料、そして資料4が31年度の水産予算概算要求に関する資料、そして資料5-1が漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要についての資料になっております。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局までご連絡ください。また、説明の途中でも落丁等ございましたら事務局のほうまでお申しつけくださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私からご指名させていただきます。

都道県互選委員からは宮城県の畠山委員、大臣選任委員からは中田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

報道関係の皆様には、冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましては、お控えいただきますようお願いいたします。

それでは、議題（１）広域魚種の資源管理についてに入ります。

本日の午前中から先ほどにかけて、当委員会の太平洋北部会、太平洋南部会がそれぞれ開催されたところでございますけれども、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を当委員会に報告しなければならないこととなっておりますので、まずは（１）－１、部会における取り組みについてということで、事務局より説明いたします。

○事務局（竹川） 事務局から説明いたします。

資料１－１をご覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会では、北部会、それから南部会がありまして、本委員会に先立ちまして本日開催されております。

午前中に開催された北部会におきましては、この資料１－１の２番と３番の２つの魚種、マダラと、それから太平洋北部沖合性カレイ類について議題として扱われております。内容としましては、水産研究・教育機構から資源状況についての説明があり、事務局から資源管理の取り組みについてご説明をさせていただきました。また、北部会におきましては、太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取り扱いということについても議論されております。これは何かと申し上げますと、東日本大震災によりまして福島沖の漁場がなかなか使えなくなってしまったということもありまして、宮城県の沖合底びき網漁業から宮城県沖の保護区を開放してほしいという要請がありまして、それに伴う審議ということでございます。

本措置につきましては、平成25年から開放という形でやっておりまして、今年も引き続きこの開放の措置について継続していくということで、北部会で了解が得られているとい

うところでございます。

続いて、午後に行われました南部会です。南部会は、この資料1-1であります5と6と7番、太平洋南部キンメダイ、それから伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、そして伊勢湾・三河湾イカナゴ、この3種について議論が行われております。先ほどと同様に、こちらにつきましても水産研究・教育機構から資源状況についての報告、それから事務局から資源管理の状況についての説明がございました。

また、そのほかの議題としましては、伊勢湾・三河湾イカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についての議論がなされております。これは、親魚を20億尾取り残すという形の自主的な措置に関する、それを担保する形の委員会指示に関する審議でございまして、正確なこの委員会指示につきましては、本委員会で議論されることとなっております。それに先立ちまして、部会での了承ということで審議が行われ、部会としても本委員会で諮ることについて了解が得られているというところでございます。

また、この案件につきまして、さまざまな点におきまして、委員の方々から資源減少に関する見解や、それから資源を管理する上での必要な意見、こういったものをたくさんいただきましたので、引き続き資源管理を行うに当たりましては、そのような意見を反映して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

では、ご意見もないようですので、議題(1)-2のほうに移りたいと思います。

(1)-2のマサバ太平洋系群の広域資源管理についてということで、まずは水産研究所のほうから資源評価のご説明を行っていただいて、続いて事務局から資源管理の方向性についてご説明をお願いしたいと思います。

それでは、中央水産研究所資源研究センターの上原副センター長より、マサバ太平洋系群の資源評価についてということでご説明いただきたいと思います。

○上原副センター長 中央水産研究所の上原です。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料の1-2-1をご覧ください。

マサバ、ゴマサバの太平洋系群につきましては、一昨年度より資源評価の時期が変更となりまして、今年は11月30日、明後日開催されます。したがって、まだ平成30年度の

資源評価が確定していないという状況でございますので、本年度は平成29年度の資源評価の結果と、平成30年度の、ここでお示しできる結果についてご報告をいたします。

2枚目のスライド、こちらはマサバ太平洋系群の生活史と漁場形成の模式図でございますが、時間の関係で説明は省略させていただきます。

めくっていただいて、3枚目のスライドは、平成29年度の資源評価の結果となります。右上の図で資源量を青の折れ線で示しておりますけれども、近年では2013年の高い加入を経て資源量は増加し、2016年の資源量は235万トンでした。

続きまして、左下は親魚量の推移ですが、こちらも近年増加傾向にあり、2016年は72万トンと推定をされました。資源水準は中位、動向は増加という判断をしております。

次のスライドでございますが、これ以降は平成30年度の資源評価の途中経過の報告ということになります。

まず、漁獲量につきましては、日本及び中国、ロシアの国別に色分けをして、1970年～2017年まで集計をしております。2017年漁期は全体で53万8,000トンの漁獲があり、このうち我が国は33万1,000トンとなっております。

続きまして、ページ変わりました、今年の9月～10月に実施された秋季浮魚資源調査の結果をご説明いたします。

下のほうのスライドで秋季浮魚資源調査の目的を示しておりますけれども、簡単に申し上げますと、北西太平洋における索餌期から南下期の浮魚類の分布状況等を把握するとともに、新規加入群の豊度を把握するというににあります。

めくっていただきまして、調査方法についてお示ししております。

調査方法につきましては、常磐～道東沖から千島列島の沖、東経で170度付近まで設定しております調査点で表中層トロールを用いた浮魚類の採集を行っております。

結果につきましては、次のスライドとなります。

まず最初に、比較のために2013年の結果をお示ししております。この図の中で赤い丸は表中層トロールの曳網30分当たりの漁獲尾数の大きさをあらわしています。バツ印はマサバが採取されなかった点になります。青い線がありますけれども、これSSTと書いてございますが、海面水温の等温線図でございます。2013年は、ご存じのとおり近年では非常に大きな年級が発生した年で、このときには千島の沖合の表面水道10度～15度の海域に広く分布をしていました。漁獲尾数も例年に比べて多く、出現率、すなわち漁獲のあった点の割合も過去最高となっております。

次のページに移りまして、こちらが今年の2018年9月～10月に実施した結果ということになります。

まず、図の左側にありますように、日本近海での出現率は100%と、マサバが獲れなかった調査点はないということで、過去最高となりました。また、図の右側の千島沖の漁獲尾数は2013年よりも多く、2018年級群の豊度はかなり高いということが期待されている状況でございます。

その下の10枚目のスライドでございますが、こちらは調査の結果を経年的にグラフ化したものでございます。

青の棒グラフは有漁点、つまりマサバが獲れた点でのCPUE、1曳網当たりの漁獲尾数でございますが、その平均値、折れ線グラフは出現率、どのぐらいの割合の点でマサバが獲れたかというものでありますけれども、これを東西に分けて赤い線と黒い線で示しているものです。いずれのデータも、一番右端の2018年のところを見ていただきたいんですけども、過去最高という値となっております。近年の傾向では、本格的に漁獲加入するというものが2歳以降になっておりますので、この加入量の多い2018年級というものは2020年の秋以降になって漁獲されるようになると期待をしておるところです。

最後のスライド、11枚目でございますが、マサバの小型化ということで、漁獲物の小型化という現象がまだ継続をしているということです。左上に示した図は年齢に伴う体重の推移を年代別に示したものです。黒丸の実線で示したのが豊度の高いと考えられている2013年級で、これは4歳の時点でも体重が約330グラムと。2008年～2012年漁期平均、こちらは白丸実線で示しておりますけれども、その約半分しかありません。

また、図には示していないんですけども、小型化はこの2013年級だけでなく、2014年級以降の年級群にも見られております。2013年級の加入水準というのは、資源が高水準であった1970年代に匹敵する水準なんですけれども、左上の図の白の三角点線で示した1970年代の値と比較しても、2013年生まれの成長が悪く、資源が増えると成長が悪くなるというような密度効果だけでは説明できないであろうという考察をしております。

分布・回遊域の変化による餌、水温履歴などの変化がなかったか、あるいはマイワシ増加による餌の競合が起きていないかというようなことが今後の研究課題と考えているところ です。

以上になります。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あれば、よろしく申し上げます。

○北門委員 ご説明ありがとうございます。

調査に関連して2点お聞きしたいのですけれども、1点目は、2013年と2018年のサンプリングの1位が表示されており、必ずしも同じ場所で調査をしていないということなんです。2点目は、調査の範囲はハビタットの分布を十分にカバーしているのか、そうじゃないのか、2点確認させていただきたいです。

○上原副センター長 私も調査のプロトコルの詳細については把握はしていないところがあるのですけれども、水温等の状況を見て調査点を決めていくというふうに承知をしております。

2点目につきましては、なるべくマサバの分布域をカバーするようにということを考えておきまして、特にこの千島の東方沖につきましては、2008年以降、調査点が追加されたということになります。

○北門委員 2013年は20度よりも水温が高いところでも日本の近海で調査されていますし、それから、水温帯が10度ぐらいのところも調査はきちりしているのですけれども、2018年は12度以上20度未満のところしか調査していないという感じがしております。比較可能なようにいろいろ検討されていると思いますが、何かそういう説明、今後していただけるチャンスがありましたらお聞きできればと思います。

今日は結構です。

○上原副センター長 ありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして資料1-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理について事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹川） 事務局から説明いたします。

資料1-2-2をご覧ください。

まず、資源状況について簡単にご説明します。

先ほど水研機構から話がありましたが、本計画につきましては、昭和50年代前半には300万トン以上の資源量があったわけですが、平成13年には15万トンまで落ち込みました。その後は、比較的高い加入量と漁獲圧の低下によりまして資源量は増加し、平成25年の極めて高い加入量によりまして、最終的に現在は235万トンという資源量が推定

されているわけでございます。

また、平成28年の親魚の資源量につきましては71.6万トンということで、長官の挨拶にもありましたが、本系群の安定的な再生産を確保するのに必要な水準である45万トン、これを上回っているという状況になっているのが今の資源状況でございます。

そして、今の広域資源管理につきましてはですが、関係する漁業種類としては2番になります。まず、大臣管理漁業としては大中型まき網漁業、それから知事管理漁業等といたしましては、千葉県、神奈川県、静岡県の沿岸漁業ということになっておりまして、具体的には、たもすくいであったり棒受けであったり中型まき網であったり定置網、こういったものが対象の漁業種になっております。

そして、資源管理の方向性でございますが、3番にありますように、資源管理計画に基づく取り組みの推進、こちらを図っていくことが資源管理の方向性になっております。

それでは、具体的な資源管理の取り組みについて簡単にご説明します。

次のページをご覧ください。

まず、大中型まき網漁業の取り組み状況でございます。

大中型まき網漁業につきましては、(1)にありますように、資源管理計画において毎月5日以上のお休みの実施ということになっております。また、その他に取り組む資源管理措置としまして、臨時休漁なども実施しております。この臨時休漁につきましては、2006年から実績がございまして、下の表のように、毎年、休漁日数、示してありますような形で臨時休漁を実施してきているというところでございます。

続いて、もう一枚めくっていただきまして、すみません、両面なんで次のページに出てきまして、そちらが各県の関係漁業による取り組みの状況でございます。対象漁業種類としましては、先ほどお示ししたとおり、タモすくいであったり棒受けであったり、それからサバ釣り、中型まき網といったものが対象漁業種類として今自主的管理に取り組んでおります。主な取り組みとしましては、さまざまありますので要点だけ申し上げますと、休漁日の設定でありますとか操業時間の規制でありますとか、また操業日数を制限する、こういった取り組みを各地域で行っていただきまして、自主的管理を進めていただいているところでございます。

このように大臣管理、知事管理あわせまして取り組みを行って、マサバの資源の回復に取り組んでいるというところでございます。

私からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

特にございませんようですので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は議題（２）ということで、伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についてです。

当委員会指示については、地元漁業者が行うイカナゴ当年魚の取り残しの自主的管理措置を担保するため、平成19年から毎年発出しているものです。

それでは、内容につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（森） 事務局です。

資料2をご覧ください。伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についてであります。

本委員会指示の発出につきましては、13時からの太平洋南部会におきまして、この委員会に30号の委員会指示を諮るかどうかについて審議をいただいたところでございまして、結果、諮ることが適当であるとされましたので、こちらの委員会において、この委員会指示30号の発出をするかどうかということについてご審議いただきたいと思います。

こちらのイカナゴの資源管理の委員会指示でございしますが、伊勢湾・三河湾、愛知県、三重県の船引き網漁業で主に漁獲されているものでございしますが、こちらの両県が主に関係してくる委員会指示でございします。

本系群の資源管理といたしましては、当歳魚の残存尾数が20億尾を下回らないよう、漁獲時期に残存尾数を調べながら漁業を行っておりまして、このように地元で自主的な管理を行っているといったところでございます。

この取り残しの措置に向けては、両県の漁業者による協議によって終漁日が設定されているといったところでございます。しかしながら、皆様ご承知のとおり、2016年から3年間、漁期前調査の結果が思わしくなく、全面的な自主休漁がなされております。

また、大変残念な状況ではございますが、今年の夏の親魚調査につきましても、去年よりも親魚が獲れている量というのが非常に少ないと。夏眠魚の砂に潜っている親魚の調査を調査船を使ってしているんですけども、そちらの結果が思わしくないということで、来年度も禁漁が危ぶまれる状況であるというところではございます。

しかしながら、過去に少ない親魚資源量から爆発的に資源が回復した事例ということもございまして、本委員会指示の発出の趣旨といたしましては、操業が再開された場合に備

えて地元の取り残し措置を担保いたしまして、この自主的措置が確実なものとなるようにこの担保措置を継続したいということで、これまでの資源管理の取り組みを確実なものにしていきたいということを目的としているものでございます。

委員会指示の内容につきましては、次の裏のページにお示ししております。変更箇所につきましては、年月日の時点修正のみでございまして、内容については従前と同様となっております。年次更新の委員会指示でございますから、有効期間は平成31年1月1日～12月31日の1年間としております。来年の操業再開も期待しつつ、この委員会指示の発出をするかどうか、皆様に対してご審議いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。特段ご意見もないようですので、それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第30号を原案どおり発動することに決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

今回決定した委員会指示ですけれども、今後の事務手続上におきまして、部分的な修正、文言の修正などがあった場合、会長一任とさせていただきたいと思っておりますが、あわせてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題(3)になります。太平洋クロマグロの資源管理についてです。

前回、3月の当委員会から今回の委員会までの間に、沿岸漁業においてTAC管理が開始するなど非常に大きな動きがあったわけですが、内容につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(竹川) それでは、資料3に従って説明してまいります。

資料、ボリュームがありますので、要点をかいつまんでご説明したいと思います。

内容としましては、前回の3月の委員会から今回の委員会までの変化の部分について説

明していきます。

まず、5ページ目をお開きください。

下にグラフ、上にISCによる太平洋クロマグロの資源評価結果がございます。スライド番号8ページです。

まず、資源量について、資源評価についてご説明いたします。

国際的な科学委員会のISCにおきまして、太平洋クロマグロの資源評価結果がなされておきまして、2016年の親魚資源量につきましては約2万1,000トン、これは初期資源量の3.3%というまだ少ない値ですが、約2万1,000トンと推定され、2012年に底を打って以来、ゆっくりと回復しているという評価が出ております。

具体的には下のグラフをご覧ください。下のグラフの2016年のところに赤い枠で2万1,000トンとあるのが現在推定されている資源量でございます。

そして、また回復目標なんですけれども、2024年までにこの下のグラフの紫の点線、横に並んでいる点線ですが、ここの歴史的な中間値であります4万3,000トンまで回復するという目標を立てておりますが、これを達成する確率が98%であるという評価も得られております。この結果、今回の資源評価の結果に基づき、暫定回復目標の達成確率が高いということで、漁獲上限の増枠の検討が可能になりますので、今回9月に行われましたWCPFCの北小委員会で増枠の提案を我が国が行ったところでございます。

その結果につきましては、8ページをご覧ください。

スライド番号14番と15番、WCPFCの「北小委員会」の結果でございます。

本年9月4日～7日、福岡市において開催されました。結果の概要としましては、15番の下のスライドになっております。まず、漁獲枠の上限の増加ということで今回提案をさせていただきました。我が国の漁獲上限の増加に関する提案につきましては、多くの国・地域が「資源がいまだに少ない中で増枠は時期尚早であり、今回の会合では増枠には一切応じられない」という主張が行われまして、結果的にはこの委員会では漁獲上限の増加の合意は得られませんでした。

また、4番の②にありますとおり、余った漁獲枠の繰り越しという提案もしております。これは何かといいますと、漁獲枠の管理をしておりますが、使わなかった分については翌年に繰り越せないかというところの提案でございます。これにつきましても提案を行いましたが、合意を得ることができなかったというのが、今回の北小委員会の結果でございます。この増枠の分につきましては時期尚早というのは、まさに初期資源量の3.3%というと

ころがまだ十分ではないという評価で、そういった意見が多くて、なかなかこの合意が得られなかったと聞いております。

これが、国際的な動きと資源の状況でございます。

そして、続いて国内の管理の状況についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

既にご案内のとおり、我が国では平成27年1月から自主管理という形での漁獲枠の管理を行っておりまして、クロマグロの小型魚につきましては4,007トン、大型魚につきましては4,882トンという枠で管理を始めたところでございます。しかし、過去には枠の超過なども発生することもありまして、しっかり管理していく方向というのもこれまでも打ち出しておりましたので、今回、第4管理期間と言っておりますが、本年の1月から大臣管理、そして7月からは沿岸漁業、こういった形でTAC管理というものが始まったところでございます。

10ページの下グラフを見ていただくとわかると思いますが、この沖合漁業というのがまさに今年の1月からTAC管理が始まっておりまして、沿岸漁業につきましては今年の7月から第4管理期間の管理が始まっているところです。

そして、次の11ページです。

これは、前回報告した3月は、ちょうど第3管理期間、前の期間の途中でしたので、その結果報告ができておりませんでしたので、その結果についてご報告いたします。

第3管理期間につきましては、1月の時点で漁獲量が漁獲枠の9割を超えたことから、操業自粛を全国の沿岸業者に対して要請したという事情もございました。その結果、漁業者による放流、休漁等を含む真摯な取り組みが行われまして、第3管理期間は漁獲枠の範囲内で漁期が終わっております。

数量につきましては、ここにありまして、小型魚につきましては99.5%の消化、大型魚につきましては96.2%の消化で我が国の漁獲枠の管理が行われたというところでございます。具体的な枠の消化、特に小型魚につきましては、その下の11番のスライドに書いてあるとおりになっております。

そして、現在に至ります。現在の管理が第4管理期間でございます。

13ページをご覧ください。

第3管理期間は、途中で操業自粛を出すなど非常に管理が混乱したところでもございました。これは、管理の責任の所在が明確でなかったという点が非常に大きな問題であった

というふうに我々認識しております。その結果、第4管理期間は管理方法を変えました。変えた部分というのが、この13ページの上のスライドになっておりまして、まず漁獲枠というのは共同管理をやっていたんですが、定置網の共同管理を廃止しまして、各都道府県ごとに小型魚と大型魚の枠を設定するということに変えております。また、枠の管理につきましても基本的には留保という形で、各県で全て配分せずに、一部管理するための留保というものを設けてもらうこと、それから漁獲枠の管理を期間別や地域別に細分化して管理してもらうこと、そして、保護区体制についても即時に保護区体制ができるような形にすること、こういったことを新しい管理措置として現在の管理期間の管理を行っているところでございます。

そして、第4管理期間の大きな変更点としましては、30キロ以上の大型魚の管理を強化したというところがございます。

ページをめくって14ページをご覧ください。

なぜ大型魚の管理を強化した、というふうに強化したのかという点でございますが、大型魚につきましては、第3管理期間までは特に都道府県に枠を配分せず、我が国は一本の枠で管理をしておりました。これは、漁獲枠に対して漁獲量が非常に少なかったという点が大きな点でございます。

しかし、この大型魚の漁獲量ですが、年々今増加しておりまして、この14ページの上のスライドにありますように、27年は3,500トン～4,000トンの間だったんですけれども、だんだん増えてまして、現在は4,000トンを超える漁獲が獲れるようになってきております。これは、小型魚の管理を開始した2015年生まれ、こういったものがどんどん大きくなって3歳魚になると大型魚に成長してくることも当然考えられるわけございまして、こういった状況を考えますと、どうしても管理体制はしっかり整備する必要があるだろうということで、大型魚の管理が第4管理期間から始まっております。具体的には、都道府県別に大型魚の枠を設定し、そして管理を行うような形になっています。

そして、現在の第4管理期間の枠というのが、次の15ページにスライドにある等の数字になっております。現在の期間はこの数量で管理を行っておりまして、実際、漁獲量がどのくらいかというところは15ページの下の日本地図にあらわしたとおりになっております。大臣管理漁業につきましては、上のほうに漁獲上限と漁獲量が書いておりますが、知事管理、いわゆる都道府県の管理につきましては、都道府県ごとの枠と、それから実績というものが下の図に書いてあります。今期は、これまでかなり管理が進んできたところもある

と思いますし、都道府県の努力もあるということもありまして、しっかり管理ができていくという状況が進んでいるところでございます。

そして、次は今後のお話です。

16ページを開いてください。

16ページの下のスライドですが、第4管理期間というのは現在管理をしている期間でございますが、来年の1月から新しい第5管理期間がまず大臣管理で始まってきます。知事管理につきましては、来年の4月から1年間という形で管理が始まるのが第5管理期間です。

そういったこともありまして、この第5管理期間の漁獲枠をどうするかというところの議論をこれまで行ってきております。現在、第5管理期間の配分に向けては、透明性の面とかさまざまな点においていろいろなご意見があったことから、漁業者や専門家の意見も伺いながら検討するとしまして、8月7日の水政審におきまして、くろまぐろ部会というものを設置することが決まりまして、9月3日からこのくろまぐろ部会というのを開催して、第5管理期間以降の配分のルールについて議論が行われてきました。そして、第5回の11月1日のくろまぐろ部会において、第5管理期間以降の配分の考え方について取りまとめがなされております。

具体的なルールにつきましては、次のページの17ページに記載されております。

このくろまぐろ部会で示された考え方の案のポイントとしましては、まず第5管理期間以降の基礎的な配分につきましては、実績をベースにまず考えるというところがベースにあります。その他に、実績以外に配慮すべき事項として、①にありますように混獲対策の負担や経営の依存度なんかを考慮しまして、大型魚については管理体制が整っていない沿岸漁業に配慮すべきではないかというご意見、それからまた資源評価に用いるデータの収集、これは先ほどのISCの資源評価というのを説明しましたが、あそこで使っています親魚の資源量のデータをはかるためには、近海カツオ・マグロ漁業のはえ縄漁業のデータというのが必要になります。そのために、そのデータを確実に収集するために必要な枠というのを設けるべきだというご意見がありまして、こういった実績以外に配慮すべき事項という点が今回示されたところでございます。

この考え方のポイントにつきましては、今後開催されます水産政策審議会の資源管理分科会において審議され、決定されることとなります。また、この考え方に基づいた具体的な配分案につきましては、11月16日に水産庁のほうで作成しまして、現在、パブリックコ

メントをかけているところでございます。これにつきましても、今後の水産政策審議会の資源管理分科会で審議される予定になっております。

私からは以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

北門先生。

○北門委員 わかりやすいご説明ありがとうございました。

8ページのWCPFC北委員会の結果について、②の余った漁獲枠の繰り越しというところで提案が認められなかったということですが、その理由を知りたいです。また、普通余った漁獲枠、キャリーオーバーを申請する場合というのは、全部じゃなくて、例えば上限を設けておくとか、あるいは取り残した分の10%、20%、何%とかと決めておいてリクエストするという手とか、そういう枠組みを持つ漁業管理機関というのは多いと思うんですけども、どういう提案だったのかということと、なぜそれが合意されなかったのかということについてご説明をお願いします。

○事務局（竹川） お答えいたします。

実際にはクック諸島が反対をして今回の合意には至らなかったんですが、なぜ反対したのかというところは理由が特になく、とりあえず日本の提案に対して反対だということで、今回は合意が得られないということになっています。WCPFCの北小委員会はコンセンサスの方式になっておりまして、1国が反対すると合意が得られないので、今回の場合、1国の反対が行われることによって合意が得られなかったということが事情になっております。

また、キャリーオーバーのパーセンテージは、これから実際に合意されれば決まってくるところでございますが、当然ですけれども、全部100%、200%というわけでは当然あり得なくて、数%であったり十数%、5%、10%ということになるかと思っておりますけれども、そういった形で一定のパーセンテージでキャリーオーバーの認められる形になってくるのではないかと考えています。

○北門委員 今回の提案は100%のキャリーオーバーだったんですか。

○事務局（竹川） 違います。漁獲枠の5%の提案をしています。

○北門委員 取り残しの5%じゃなくて、漁獲枠の5%ですか。

○事務局（竹川） 5%です。

○北門委員 ありがとうございます。

○関会長 他にいかがでしょうか。どなたかクロマグロ漁業の状況について、ご意見ございませんか。

○事務局（竹川） 本日実際にこのマグロを獲られている方が来られているわけではないので、状況を私から簡単に説明しますと、特に定置網については、実際今もかなり放流をやっただいて、何とかこの漁獲枠を守るための努力をさせていただいているというのが今の現状です。

水産庁としましても、さまざまな支援策も用意して、例えば放流に関する部分への支援であったりとか減収に対する部分の支援であったりとか、そういったものの支援をさせていただいていますし、今回のくろまぐろ部会におきましても、さまざまな沿岸の漁業者の方に来ていただいて、ご意見を実はいただいております、その中でも放流の負担の大変さであったり、それから資源が沿岸でもかなり見えてきて、大変資源が回復してきているんじゃないかといった、そういったさまざまなご意見を今いただいているという状況です。

○関会長 ありがとうございます。

ある県で伺ったところでは、マグロが入ってほしくないのに入ってしまうということで、定置網の方たちがかなり苦悩していらっしゃる。今はマグロを逃がしている状況ということですが、結局他の魚も逃げていってしまうわけですね。それは漁業をやっている人にとって大変な心の負担だろうなということを感じております。国際的にも、守っていかなくちゃいけない、規制していかなくちゃいけないこともわかるんですけども、なかなか難しいというのが正直感じているところでございます。行政と漁業者が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

その他、ご意見等ありませんでしょうか。

○花岡委員 ご説明ありがとうございます。私も、8ページのところ、WCPFCのところで質問させていただきたいです。

12月のWCPFCの年次会合においても再度議論するというふうに書かれてはいますが、これは再度、日本が同じように提案するというところなんではないでしょうか。そのまま行ってもまたコンセンサスが得られないんじゃないのかな。それよりも、確実にもう少し回復させてから、目標達成してからというほうが交渉がうまく進むんじゃないかとも思ったので、どういうふうに進められるのかというところを伺えればと思います。

○事務局（竹川） 再度議論する内容ですが、今回は議長提案を一番最後に出されまして、これはどういうことかといいますと、今年の増枠に至らなかった理由のもう一つとしまして、加入量のモニタリングの結果というのが一つございます。

6 ページで、今回のさまざまな資源評価の結果は、2016年の加入が非常に良かったところを使って、いろいろシミュレーションがされているわけなんですけれども、この1年良かったことだけで資源評価していいのかという、そういったご意見も実はこのWCPFCの中でありました。その結果が、ちょうどこの「再度議論」のところの前段なんですけど、「来年の会合においてISCが資源の状況を改めて確認し」というのが、これ2017年の加入の状況もしっかり取り寄せした上で、もう一度増加に関する決定を行うべきではないかという、そういう議長提案がされております。

これについて日本は、今回留保したわけです。仮にこれを合意するという事は、今年度の増枠の議論はされないということになりますので、留保しているところでございます。このことについて、また再度、今度の年次会合で議論されると、そういった内容になっている。やや複雑ですけども、そういう書きぶりになっているところです。

また、増枠については、当然この会合の後もさまざまな状況で我々も働きかけを行っておりますけれども、少なくとも北小委員会の段階ではコンセンサスが得られなかったというのが今の現状でございます。

○関会長 花岡委員、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、議題の（4）平成31年度資源管理関係予算の概要についてということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹川） 続いて、資料4について説明いたします。

資料4は、平成31年度水産予算概算要求の主要事項というペーパーになっております。

今回の予算は、水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化ということで、さまざまな予算を要求しておりまして、総額3,003億円の要求ということになっております。このうち、本日は資源管理に関する部分を簡単にご紹介したいと思います。

このページをめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。

資源管理に関する予算は、さまざまなものを要求しておりまして、まず1つ目が、EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業という事業です。

これは、どういう事業かといいますと、TAC制度によりクロマグロ等の資源管理を推進するために、資源管理体制の強化やIQ導入に対する実証事業等、こういったものに対する支援を行っているところでございます。これは、内容としましては、これまでも行ってきた、例えば漁獲情報の収集、管理、こういった部分に対する支援、それから3番にありますとおり、資源管理指針・計画体制への高度化に関する支援、こういった従来の資源管理に関する予算の拡充という内容になっております。

そして、次のページの3ページ目ですが、これが今回新たに要求する事業という形の内容になっております。新資源管理導入円滑化等推進事業という事業です。

これは、現在の水産改革に関連した予算になっておりまして、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等、新たな資源管理措置への移行に伴います減船や休漁措置、こういったものに対する支援内容となっております。また、この水産改革に関連する分にも当然ですけれども、4番の相互扶助事業といった形の資源管理に関連する事業というものもあわせて要求しているところでございます。

そして、ページめくっていただきまして4ページ目です。

4ページ目は何かと申しますと、これは栽培漁業に関連する予算になっております。今回のこのさけ・ます等栽培対象資源対策という内容は、資源造成や回復効果の高い手法、それから対象魚種の重点化を図って栽培漁業を進めていくといった形の内容の予算になっておりまして、絵にありますように、新魚種の開発であったり、魚種の重点化、こういったものに対する支援策となっております。

そして、5ページ目です。

5ページ目が、今度は資源の評価に関する予算です。水産改革に伴いまして、資源対象の評価、評価をする対象魚種を増やしていくということを打ち出しておりまして、それに伴いまして31億円の予算を73億7,000万という形の非常に大きい金額での要求を行っております。これによりまして国際水準の資源評価を実施するとともに、資源評価対象魚種の拡大を推進していくというところを考えております。

そして、一番最後のページの6ページ目です。

こちらは、スマート水産業水産事業という事業です。これは、さまざまなデータを集積、共有するために新しい基盤を構築していく、そういったものに対する予算になっております。今さまざまな技術が発達しているわけですが、そういった技術を活用し、情報を収集していく、集約化してそういったものをつくっていくというところが大きな内容

になっております。

以上のものを組み合わせて、引き続き資源管理を推進していきたいと考えています。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特段ご意見がないということで、議題（５）のほうに移りたいと思います。

その他というふうに書いてございますけれども、水産庁から事前に水産改革について説明したいという申し出がございましたので、まずはこちらをご説明いただいて、その後、皆様から話題提供等ございましたらお受けいたしたいと思います。

それでは、水産庁さんのほうから資料５の水産改革についてということで説明をお願いします。

○藤田課長 企画課長の藤田でございます。座って説明させていただきます。

資料５－１をご覧ください。

趣旨といいますか、背景といいますか、それは冒頭に長官のほうからご説明を申し上げましたので、私のほうは、今回、現在国会に提出をしております法律案の内容をまずご説明をしたいと思います。

それで、ちょっと全部とじちゃっているのですが、まず12ページをご覧くださいませでしょうか。

法律案の概要ということで、青いのと一緒に色刷りになっているページなんですけど、漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要ということで、これまでは漁業法につきましては、漁業権から始まって漁業許可みたいな順番で構成をされておりましたけれども、改正のこの概要のところがございますように、Ⅰの（１）新たな資源管理システムの構築ということで、国連海洋法条約を批准いたしましたときにあわせて設けました海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、この漁獲量を上限を決めて管理する、このTAC法をまず漁業法の中にぼんと持ち込むと、統合させるという形になっております。

それで、この資源管理の基本原則ということで、資源管理につきましては、資源評価に基づいて漁獲可能量による管理を行うと、それで、持続可能な資源水準に維持回復させることが基本なんだという形を持ってきまして、その後、漁獲可能量の決定ですとか漁獲割り当ての話が出てくるという形で、まず一番最初に資源管理の骨格といいますか、背骨み

たいなものを位置づけをするという形になりまして、その後、それを前提条件といたしまして、（２）で生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しという形で、ここで漁業許可制度について位置づけをするという形になっております。

右上のほうへいきまして、（３）で養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しということでございます。ここで海区漁場計画の策定プロセスの透明化ですとか、漁業権の免許の優先順位の見直しの部分、あるいは沿岸漁場管理につきまして、ここで位置づけをするという形になっております。

それと、（４）のところでございますが、多面的機能の位置づけを漁業法の中で位置づけをするということになっておりますし、特にここでも関係をいたします（５）のところでございますが、海区漁業調整委員会の位置づけ、この見直しについて法律の中に盛り込んでおるということでございます。さらには、密漁対策を盛り込んでいるということで、漁業法の見直しの骨格は、イメージとしてこういうのをちょっと頭に入れてこの後の話を聞いていただければと思います。

それとあわせまして、水産政策の改革のところでもこれまでご説明をいたしましたけれども、こういう漁業法の見直しと関連する部分、あるいはほかの業態との関連で見直しをする部分ということで、漁協の関連制度について見直しをあわせてするという形で、漁業法等の一部を改正する等の法律案ということで、ちょっと技術的な話もありますけれども、水産資源保護法、水産業協同組合法あるいは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律もあわせて関連して見直しだったり、廃止になるというものでございます。

それでは、１ページをご覧ください。

まず初めに、漁業法の一部改正ということで、Ⅰで目的でございます。目的、大幅に今の時代に合わせた形、あるいは今申し上げましたような資源管理の考え方を出示しておりますので、ここだけはちゃんと読ませていただいた方がいいかなと思っております。

「この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」ということで、大分今までの漁業法のイメージとはやや違うということで、中身はこれから説明しますけれども、この点について議論を、意見を有する方もいらっしゃるということでございます。

あと、国と都道府県の責務ということをごさいますして、漁業生産力を発展させるということで、資源の保存管理を適切に行う、あるいは漁場の使用に関する紛争の防止、解決を図るということについて位置づけを、責務を明確化したということをごさいます。

次に、第2でごさいます、資源管理の基本原則ということで、資源管理につきまは、漁獲可能量、これをちゃんと管理するというを基本に置きつつ、それ以外の手法もあわせて管理をするということをはらかにしてあります。この際、漁獲可能量につきまは、最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として、水産資源ごとに農林水産大臣が定めるということになってあります。

漁獲可能量による管理、これは管理区分、今までもTAC法に基づきまは、大臣が直接管理する部分、各都道府県に割り振る部分、さらにはそれぞれの大臣が管理する、知事が管理する部分の中で漁業種類ですとか操業区域ごとに分けて管理をしてありますけれども、そういった管理の区分ごとにちゃんと管理をしていくということをごさいます。

次の2ページをご覧ください。

(3)でごさいます、漁獲量の管理につきまは、それぞれの管理区分におきまして、船舶等ごとに割り当てることを基本とするということをごさいますして、いわゆるIQで割り当てるということをごさいます。

ただし、(4)にありますように、そういう漁獲割り当てを行う準備の整っていない管理区分、これにつきまは、今までもやっておりましたけれども、何隻かというか、関係する漁業者の方の全体の総数量というんでしょうか、それで管理を行うんだと。

さらには、(5)でごさいます、そういう漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと思われるときには、そういう漁獲量による管理にかえまして漁獲努力量による管理、これも行いますということで、資源管理の考え方を明らかにしているということをごさいます。

2でごさいます、水産資源の調査及び評価ということで、農林水産大臣がちゃんと資源調査をするんだと、資源調査を行うときに必要なデータを集めるんだ、さらにはちゃんと資源評価をするんだということを法律の中で明らかにしてあります。

次に、資源管理基本方針、3でごさいます。この資源管理基本方針で、多くの資源管理の具体的な考え方を明らかにいたします。その際には、当然これまでと同様に水産政策審議会の意見を聞いて定めるということになってありますして、この資源管理基本方針の中で、

例えば（１）の②にありますように資源管理の目標ということで、アでございますが、最大持続生産量を実現するために維持し、または回復させるべき目標となる値、目標管理基準値を定める、あるいはイでございますが、資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値、こういったものを定めていくということになっております。

あと、その一番下のところから始まります（２）でございますが、これは何を言っているかという、今先ほど議論されましたようなクロマグロみたいなやつについては、国際的な枠組みで管理の考え方といいますか、枠組みが決まってくるので、そういったものをちゃんと考慮するというところでございます。

あと、TACの具体的な都道府県計画につきましても、海区漁業調整委員会に諮っていただきながら計画を煮詰めていただいておりますけれども、その部分については従来どおりということでございます。

さらに、４、漁獲可能量による管理ということでございまして、いろんな管理の考え方ですとか管理区分が先ほどの方針のほうに全部定まっていきますので、あと残すはそういう考え方によって数量がどうなるかということを決めるということで、ここにそれぞれ大臣管理区分の数量ですとか、都道府県知事が管理する数量を決めるということが規定をされているということでございます。

その次が５でございます。漁獲割り当てによる漁獲量の管理ということで、これまでも改革についてというところでご説明を何度かいたしましたけれども、漁獲割り当てにつきましては、まずその管理区分ごとに漁獲割り当て割合を設定するという形を考えております。これに基づきまして管理区分の毎年の数量が決まると、掛け算で、その年に獲っている量、年次漁獲割当量というものが設定されるということで、（３）のところその計算式が書いてあるということになります。この漁獲割り当て割合につきましては、（４）でございますが、船舶等とともに譲り渡す場合等であって、大臣なり知事の認可を受けた場合に限り移転をするということでございますので、いわゆる漁業許可と同じような形で移転をするということでございます。自由に枠だけ売買ができるITQとは違うということで、ここはご認識をいただければと思っております。

あと、（５）でございますが、年次漁獲割当量、その毎年毎年の量でございますが、これも知事の認可を受けた場合に限り移転することができるということで、これはその年そ

の年ごとに、獲れ方がよい人と全然獲れない人と、いろいろ限られた枠をうまく使えるようにということで、限定的にその年に限って移転を認めようというものでございます。

次に、4ページでございまして、第3の許可漁業でございしますが、大臣許可漁業について、今まで政令で定める形で指定漁業ということでやっておりましたけれども、もう今回は農林水産省令で定めるものという形で、農林水産大臣の許可を要する漁業にしようということでございます。

それと、(2)のところにありますように、漁業調整の定義がここに入ってきております。特定水産資源の再生産の阻害の防止もしくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理または漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整ということで、ちょっといろいろ書いていますけれども、こういう漁業調整のために必要があるというときに、農林水産大臣が統一して資源管理なり調整の必要のために措置をするという漁業について、許可を要する漁業とするということでございます。

あと、(4)にございますように、この許可または起業の認可をしようとするときは、公示を従来どおりするんですが、括弧書きにございますように一斉更新制度というものは廃止をいたしまして、5年に1回全船について改めて公示をして再度許可をするということではなくて、一応もうその実績のある方は更新というのを前提といたしまして、例えばやめる方がいらっしゃったら、その分について随時枠を公示して新規に許可をするということをお前提に考えているということでございます。

さらに、(5)でございしますが、「(4)の公示をするに当たっては、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き」と、ちょっと回りくどい書き方になってはいますが、要するに漁獲割り当てによる管理がかなりの、その漁業につきましてウェートをもう全部占めちゃったというときには、その漁獲割り当てで操業そのものを管理できるということになりますので、船舶の数ですとか船舶の総トン数その他船舶の規模に関する制限措置を定めないものとするというようなことをちゃんと位置づけをさせていただいております。

さらに、いろいろ調整問題の関係で議論ありました(6)でございしますが、漁業法の中に、いわゆるVMSですね、これの備えつけを命ずることができるという規定を設けております。

知事許可漁業につきましては、必要と思われるものについて大臣許可漁業の規定を準用するという形になっているということでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第4の漁業権及び沿岸漁場管理でございます。

海区漁場計画ということで、免許の事前決定といいますか、事前の内容の決定、今までやっておりましたけれども、これにつきまして海区の漁場計画という位置づけにいたしまして、この中で漁業権に関する事項と保全沿岸漁場に関する事項を定めていただくということになっております。

それで、海区漁場計画につきましては、今までとそんなに、ちゃんをつくっておられるところについて大きく変わるということではないと思っております。ちゃんとやられているところほどあまり、そんなものかなという反応だというふうに認識をしておりますが、(2)の②をご覧ください。

まず、漁場計画を作成する際には、適切かつ有効に活用されている漁業権、これがあるときには漁場の位置等がおおむね等しいと認められる、要するに漁業権が設定されていること、こういうものを明らかにしておりますし、さらには③にございますように、漁場の活用の現況及び漁場計画を策定するときに利害関係者の意見を聴取しますけれども、そういった意見を検討した結果、団体漁業権、これは定義がありまして、共同漁業権と、いわゆる区画漁業権のうち、漁協さんが管理をする漁業権、漁協さんが管理者となって免許を受ける漁業権のことを指しております。この団体漁業権につきまして、区画漁業権を設定することが当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていることということで、こういった点についても明らかにしているということでございます。

次に、作成の手順でございますが、5ページの(1)の下からなのですが、関係者の意見をちゃんと聞いて、それで6ページになりますが、その結果を公表するというので、海区漁場計画の策定プロセスを漁業法の中にちゃんと位置づけをしたということでございます。これまでと同様に海区漁業調整委員会の意見を聞く、あるいは公聴会を開くというのは一緒でございます。

あと、4の漁業権の免許ということでございますが、漁業権につきましては、従来どおり定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権ということになっております。それで、共同漁業権は従来どおりでございますので、漁協さんに免許をするという前提条件で、その後説明をさせていただきます。

そういった意味では、変わってくるのが、例えば(4)の①をご覧ください。

先ほど申し上げましたように、漁業権が当然10年なり5年なりの存続期間がありますので、満了するという場合には、ちゃんと満了する漁業権を有する者が申請した場合には、競願者がいたとしても、適切かつ有効に活用しているという者が申請してきた場合には、その方に免許をするんだということがここで明らかにされてございます。

②でございますが、それ以外の場合、例えば漁業権を今まで持っていた人が何らかの事情でやめました、あるいは新しい漁場で免許というか漁業権を設けるように漁場計画をつくりましたという場合には、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して、都道府県知事のほうでちゃんと考え方を明らかにして免許をすることでございますので、そういう新しい漁場につきましては、いろんな前提となる漁場の状況ですとか経済的に成り立つ前提条件というものはあるでしょうから、そういったものをちゃんと踏まえて免許をしていただくという形、柔軟に免許をしていただくことができる形をとっております。

7ページの一番上をご覧ください。

国会でも相当聞かれ、よく議論にもなっておりますが、「適切かつ有効」の概念でございます。漁場の資源状況等に適合するように、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することというのと、養殖のほうも同じように過密養殖みたいなことはしないということをおまかせいただいております。この漁業権の免許につきましては、都道府県の自治事務でございますので、国の技術的助言として定めて、全国で極端に大きな差が出ないような、運用に差が出ないような形で運用していただけるようにということで考えさせていただいているということでございます。

次に、漁業権者の責務ということでございますが、「適切かつ有効」の認定のところとちょっとリンクをいたしますので、順序を追って申し上げますと、(1)で、漁業権者の方にはちゃんと漁場の活用状況を報告していただく、さらにはその報告につきまして、都道府県知事は海区漁業調整委員会に対して報告をしていただくということを考えております。その上で、都道府県知事は、何かいろいろ生産活動に支障を及ぼしているだとか、全然理由もなく漁場を全然使っていないというようなときは必要な指導勧告を行うということでございますし、それでも万が一改善されない場合には、制度としては漁業権を取り消すことができるという規定になっておりますけれども、いきなりですから、今免許を受けている漁場を何らかの形で取り上げるというような制度にはなっておりませんし、当然そ

の取り上げるみたいな話の前には事前に必要な手続なりがされていると、通常は改善されるということを前提に考えているということでございます。

漁業権の存続期間につきましては従前どおりということでございますし、（４）でございますが、個別漁業権については抵当権の設定、これはこれまでもそうでしたが、都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないということでございます。海区漁業調整委員会にも意見を聞くということも、これも一緒でございます。

あと、（５）で漁業権行使規則、これはこれまでも漁業権の免許を受けた漁協さんではつくっていただいて、それに従って更新をしていただくということでございますので、これは一緒でございますが、当該漁業権行使規則、これは従来どおり、当然組合員の方以外には効力は及びませんので、それは明らかにさせていただいているということでございます。

次に、６番の沿岸漁場管理でございますが、具体的な中身は８ページになりますので、こちらのほうでご説明をいたします。

海区漁場計画を定めるときに、この保全沿岸漁場というものを位置づけいたしまして、それに基づきまして沿岸漁場管理団体として指定した者にこの活動をしていただくということでございます。沿岸漁場管理団体につきましては、都道府県知事の認可を得て沿岸漁場管理規程を定めますと、その中でどういう活動をするか、目標はどのようなものか、費用を徴収する場合にはどういう費用が生じるのかというようなことにつきまして明らかにさせていただいた上で、保全活動を行っていただくということでございます。

次に、第５の漁業調整に関するその他の措置、これは基本的に大きく変わっているとところはございません。

あと、第６の海区漁業調整委員会の選出方法でございますが、これは冒頭、長官のほうからもありましたけれども、まず漁民委員の公選制は廃止をいたします。それで、知事が、漁業に関する識見を有し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命するということでございます。

次に、（２）でございますが、原則１５人となっておりますけれども、地域の事情で、バランスの問題で増やしたり減らしたりするほうがうまくいきそうだとということであれば、条例で１０人～２０人までの範囲内でその定数を変更できるということでございます。

（３）でございますが、ただ、この海区漁業調整委員会の性格というものを変えるつもりは全くございませんで、漁業者または漁業従事者の委員の方が過半数を占めるというこ

とにしなければいけないということでございます。さらには、配慮事項といたしまして、漁業者、漁業従事者の漁業種類ですとか操業区域等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということでございます。

この選出の仕方でございますけれども、9ページの(5)をご覧ください。

都道府県知事が委員を任命しようとするとき、この際には漁業者、漁業団体から推薦を求める、あるいは委員の募集を行うということを明らかにさせていただいておりまして、こういう推薦を求めたり委員の募集をした結果は公表するという事になっておりますので、都道府県知事さんが極端なことをされるということとはできないんじゃないかと考えているということでございます。

それと、(7)にございますが、ちょうど海区漁業調整委員の方の任期が4年ということで、この法律が通ったとしても、あと任期があまりないということもございますので、切りかえまで、平成33年3月31日まで延長されるということで、その際に必要な手続をとっていただくということで考えているということでございます。

次に、第7の運用上の配慮ということでございます。ここもちょっと読ませていただきます。

「国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする」ということで、漁業者あるいは漁業者団体の活動がちゃんと健全に行われるようにやっていくんだということを明らかにさせていただいております。

あと、その他でございますが、3番目にありますように、密漁対策として特定水産動植物の採捕を禁止すると。採捕を禁止いたしまして、その採捕禁止措置に違反した場合、あるいは密漁品を譲り受けをした人、これにつきましては3,000万円以下の罰金とするということで、相当の抑止効果があるのではないかと期待をしているということでございます。

次に、水産業協同組合法の一部改正でございます。

漁協の役割の明確化ということで、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないという規定を設けます。

あと、先ほど申し上げました沿岸漁場管理の事業、これがちゃんと取り組みができるように位置づけをいたします。

漁協の役員の要件の見直しということで、販売事業を行う漁協につきましては、水産物の販売ですとか、これに関連する事業または法人の経営に関し実践的能力を有する者、これを1人以上理事として配置してくださいということを位置づけいたします。

次に、10ページをご覧ください。

特定組合等に対する公認会計士監査の導入ということで、信漁連さんですとか貯金規模が200億円以上の漁協につきまして、信用事業を行う他の金融機関と同じように公認会計士による会計監査の義務づけをいたします。附則におきまして、この移行に際しまして実質的負担が増加することがないように、政府は適切な配慮をしなければならないという規定を設けております。

あと、連合会による会員への助言等の事業ということで、まず連合会でいろいろ監査とかそういう位置づけの話がございましたけれども、これにつきましては、ちょっと読ませていただきますと、「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を行うことができる」ということで、上下関係がない組織としての事業ができるという形を位置づけしております。

あと、全漁連さんのほうで、これまでいろんな事業を行っておられましたけれども、これも同じように実際に関連する事業を行うことができるようにするということでございますし、今回位置づけをしましたような漁場の管理ですとか漁場の利用に関する業務、これの業務の適正化に必要な取り組みも行うことができるということを明らかにしてございます。

あとは、ちょっと関連する部分になりますので、ここでは省略をさせていただきますけれども、施行期日でございます。11ページ。

11ページでございますように、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定めて、この法律を施行していくということで考えておりますし、水産業協同組合法の一部規定につきましては、来年の4月1日からということで考えさせていただいているということでございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、法律案の内容についてご説明を申し上げました。あとは、もしご質問等があれば承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、意見等、よろしく申し上げます。

○掛橋委員 初めてこの案を見せてもらったんですけれども、旧法というか現在の漁業法第1条、「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」ということを目的としておるんですが、このことが大きく変わるということはないんですか。それが1点。

それで2点目が、7ページの「適正かつ有効」ということなんです。昭和60年代から見ると、区画の漁業権において過密養殖から見れば随分今空いてきているんですが、それが現在、へい死も少ない中を我々は「適正かつ有効」と見ておるんですけれども、それが違った見方ですと空いとるやんかということがないのか。

それと、3点目は、漁業法の143条に漁業権の侵害、これを今のあれでは罰金20万円以下となっておるんだけど、ただし、2項には告訴、控訴しなければという文言があるんですわ。それにかかわらず密漁の場合は3,000万円以下とかそういうあれがなっておるんですけれども、そういう告訴とか控訴はしなくてもよろしいんですか。この3点を本当に安易な質問で申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

○藤田課長 ありがとうございます。

目的につきましては、まず民主化の規定につきましては、ご承知の方いらっしゃると思うんですけれども、昭和漁業法が制定されたときの戦前のまさしく浜々でどういう実態にあったかというところの中で、権利化がされていて、ぎちぎちになっていたというような話があって、それをいかに漁業者がちゃんと使うものとして位置づけをするかという中で民主化ということが入っておりまして、その際にまさしく漁業者なり漁業従事者から構成される海区漁業調整委員会が漁場計画をつくる、あるいは免許をするときにちゃんと関与するというので、海面の総合的な利用を図っていくんだということで、その当時の時代の背景に応じた形で位置づけをさせていただいたということでございます。

民主化ということにつきましては、皆様方もご承知だと思いますけれども、そういう戦前のような実態が今残っているということではなくて、今はもうまさしくそういったことはある意味達成をされて、一方で海区漁業調整委員会そのものの重要性というものは全く変えておりませんで、これまでどおりといいますか、これまで以上にちゃんと活躍をさせていただかないといけないと思っておりますけれども、今回、漁業法、この全体像を見ていただければわかりますように、資源管理というものを、漁獲量による資源管理というもの

をちゃんと位置づけをいたしまして、それで生産の考え方というものをどういう形で位置づけをするかというものを明確にさせていただいたということでございます。

ですから、1つは、ある程度もう民主化の目的というものは達成した。あとは、今の現代の状況に合わせて、資源管理というものを入れたときにどういう形の規定の目的の置き方になるかということで整理をさせていただいているということでございます、何かを捨てたとか、いい加減に扱うとかそういうことでは全くございません。

あと、適切かつ有効に、の議論につきましては、まさしくこれまでもご説明をしている際に、現場の実態からするといろんなことで漁場の使い方、一見、素人の方から見れば物すごく空いているじゃないかと思われるような話があるかもしれないんですけども、実際には季節的に場所を動かしてみたり、過密養殖にならないように使っているんだという実態があるということでございます。

そういうことにつきまして、我々も当然、何かその一見使っていないみたいな状況を捉えて、空いているだろうと言う気は全くなくて、明らかに毎年そういう報告をしていただく活用状況の中でちゃんと利用しているんだということを明らかにしていただいて、その利用状況につきまして海区漁業調整委員会にも報告をしていただくことで、そこで特に地域の実情についてよくご存じの皆様方の代表が問題ありと言わなければ、それはそのまま使っていただくということによろしいんじゃないかと思っているということでございます。

あとは、漁業権侵害の罪につきましては、今回の罰則の強化に合わせて、20万円というものを100万円に引き上げをするということで考えております。あと、親告罪というのは、これは一緒にございますけれども、一方で3,000万円の対象にするというのは、農林水産省令で定めることにしておりますけれども、これにつきましては、よくよく吟味をいたしまして、それで違反にならない行為というものがどういうものかというものも省令の中でちゃんと位置づけをいたしまして、それでもし仮に違反したら3,000万円の非常に重い罰金の対象になりますよということを明らかにしていこうということでございますので、そちらのほうの対象になった場合には親告罪ということではございません。普通の要するに違反ということになります。

○掛橋委員 ありがとうございます。

143条によると、なかなか現行犯で捕まえても、その場でサザエやアワビを獲ってしまえば、なかなか保安庁が来るまで時間が要するということになって、結局漁業者は泣かないかというか、むしろ責められるというんですか、反社会的な人から言わせれば、本当

の漁民がびびってしまうというような状況で裸になってくる方もおられるし、そういう怖い方らに対して、我々もう本当に零細な漁業者がなかなか対応できないような現状も踏まえて、初めてこの案を見せてもらったんですわ。そやもんで、これ一部改正によって大改革なんですわね。どうなんですか、そこのところは。大改正というんですか。

○藤田課長 ちょっと捉え方によるんですけれども、先ほど一番最初に申し上げましたように、漁業法のそれぞれの漁業権とか漁業許可とかの章の位置づけみたいなのはかなり変わっていますので、そういった意味では大きな改正だということは間違いありません。ただ、それぞれの、例えば漁業許可の内容とか漁業権の、例えば3つの漁業権だとか漁場計画を策定して、それで免許をしていくんだと、こういう大きな流れは変わっていないということでございます。

○掛橋委員 はい、わかりました。漁業者と漁民がよくなることのための規制改革ということを感じておりますもので、よろしく願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 私、長官挨拶で6,000人の説明があったような話もあるんですが、私も六、七回は説明会に出席をしたというふうに思っております。今回の改革については、いわゆる漁業の成長戦略だというんですけれども、どこを意味して我々が成長戦略につながるんだという理解がなかなかしにくい状況であったということも、私は意見として申し上げたんですが、かなり大幅な説明をしながらも、関係漁業者はほとんど反対したのではないかという。

それは、賛成の県もあったそうですけれども、調整委員会の制度から多岐にわたる改革については反対の意見もかなりあった。しかし、その反対の意見が具体的にどういう形でその説明の中で漁民に、関係者に理解されたかというのは、私いまだにわからないのが実態なんです。

今、長官が言われるように、もう既に委員会でも通ったということで、いかに反対しても、その意図とされる我々の反対の意味は全く織り込みされないのではないかと。むしろ、水産庁が計画を立てた計画を説明して、我々が反対意見や諸々の意見を出しても、それを考慮して条文を変更するとかいうような行為にはなかなかないのではないかと思います。

それで、説明を受けても、具体的な問題になると、水産庁の課長さん方も説明不十分、説明ができないんですよ。そういう状態にありながら法律改正はスタートするということ

なんで、非常に私はこの際、今さらどうのこうの言ってもどうしようもないというふうに受けとめておるんですが、少なくとも各県知事の権限が非常に強化されて、調整委員会もそうですけれども、経営者免許についても知事の権限が非常に強くなるということなんです、県の水産課に意見を求めても的確な説明ができない、これは一番大きな問題のところだと思うんです。

だから、水産庁は、我々関係漁業者にも説明をして、十分な理解はできないまでも、これはスタートするわけですから、我々としては県の段階で具体的にこの問題はどうなっていくんだということを質問したときに、県が少なくとも、これはこういうふうに変わっていくんですということが説明されなければ、水産庁ではもう成長戦略を一つの基本としての説明だけなんで、具体的な対応については、県から十分な説明ができる体制を水産庁としてはぜひ早急に私は対応していただきたい。

そのことによって、それぞれ県は意見はありますけれども、県によってはこういう仕組みにしていこう、こういう方法でやろうということにつながっていくわけですから、ぜひとも長官が今日おいでなんで、その点についてぜひ私は、愛媛県としては特にそういうことを要求したいです。そういう説明ができる状況を各県で対応していただきたいことをお願いして終わります。

○藤田課長 今回の法律改正の中身につきましては、内容につきましては、今後具体的な運用に当たりまして、政令あるいは省令で定めるべき事項、相当ございます。まさしく今佐々木委員がおっしゃいましたように、法律の運用をするという意味では、都道府県の部局が免許をする、あるいは調整規則を改正するというところで、相当ちゃんと中身を理解して、なおかつ地域の実情を踏まえた上で事務を行うということが必要になりますので、我々としては当然各都道府県の担当者の方と十分に意見交換をする、あるいは制度の中身を理解していただいた上で改正の方向性を検討していただくということに、これから作業を一生懸命させていただきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○長谷長官 藤田課長が言ったことと重複するかもしれませんが、99回説明したから十分だろうと思っているわけではございません。延べ6,000人とわれたけれども、佐々木さんが6回分なんだなと思って聞かせていただきましたけれども、そういう説明の中でご意見いただいて、法律案の中にもいろいろ反映させていただいた部分があります。沿岸で簡単にIQだとかできるわけではなく、そんな簡単ではないという認識も持ってお

ります。ですから、準備ができたものからやりますというようなことを書いたりとか、いろいろご紹介し出せば多いんですけども、そういうことで反映させていただいております。

まだ衆議院の委員会が通っただけで、これから本会議もありますし参議院のほうもありますので、成立を前提に物をしゃべるとおかしなことになりますけれども、案はその法律の公布後2年以内に施行しますということになっています。

例えば、漁業権であれば、今まさに全国で切りかえが行われているわけで、次の切りかえということになれば5年後になるわけですね。大臣許可も昨年更新をしましたので、次の、今の許可が切れるのは4年後になるわけです。ですから、公布後2年以内に施行して、その先にまた4年後だとか5年後に切りかえなり更新が起こってくるということなんで、それに向けてスムーズに物事が進んでいくようにしなきゃいけないということでもあります。

そういう中でもし成立すれば、改めてそれを前提にして県の方々とも何度でも説明をさせていただき、理解していただいた上で、その切りかえなり更新に向けて、これがスムーズにいくようにしていくというのは当然のことだと思います。

ということでもありますし、資源管理のほうについては、大きな方向性として、繰り返すことになるかもしれませんが、もう日本の周りを外国船がうろうろする時代です。この中でしっかりと管理をしていこうとすると、隻数管理だけに偏重したものでは進まないと思っておりますので、そのためにもこういう漁獲量管理のほうに軸足を移すという言い方をしています。今までよりもそちらに重きを置いて進めていこうと思っておりますけれども、そのための前提としてやっぱり、これ予算の話なんですけれども、調査予算とか取り締まりの話もしましたけれども、そういうものを並行してやらないことには進んでいきません。そういうものを充実させた上で、また漁業の実態を反映させた上でスムーズに進んでいくようにしていきたいと思っておりますしマグロで大変な思いをして取り組んでいただいておりますけれども、その中でもいろんな教訓が生まれてきておりますけれども、我慢をさせていただき、納得の上で我慢していただくためにも、いろいろな経営支援措置、これもまた予算が必要な話なんで、そういうことをあわせて取り組んでいきたいと。

農業の改革をした、林業もやった、水産はという、社会全体的に言うとそういうことですよ。水産としても、この機会にこれをチャンスとして改革を進めていくんだと。国会の方にも参考人で全漁連の岸会長も出られて、この機会に改革を進めていくんだということで、だからこそまた予算面含めて国は支援をよろしくということも言っておられましたけ

れども、まさにそういう思いで我々水産庁も取り組んでいきたいと思っておりますので、繰り返しですけれども、県のほうにも、また県庁の皆さんのお話も伺う、実施段階についてのアイデアもいろいろいただいた上で、情報を共有して、スムーズに進んでいくように取り組んでいきたいと思っております。

○関会長 ありがとうございます。

○井上委員 これも、広域調整委員会とはややかけ離れていると思うんですが、漁業の改革の方になると思うんですけれども、前回、私、ちょっとお話ししましたけれども、海上ブロードバンドですね、その資料を水産庁からこの会議の後、すぐ送ってもらったんです。それを見て、取り組んでいくよというような資料をいただいておったんですけれども、やはりこの海上ブロードバンドというのは、今我々漁船が浜から1時間走ると、もう携帯、スマホ、インターネット、何もできないんですね。

うちの乗組員で2人とも水産学校から2年続けて乗ってきたんですけれども、やはり携帯は使えないと思っていたけれども、船に乗っているときはもう島流しになっていると同じのような感じやねということで、2人とも続かなかったですね。サンマの時期だけで、もうやめていったんですよ。

ですから、これはやはり今アンテナだけでも500万近く、月の掛け金だけでも50万ということは、ちょっと我々漁船にはつけられないですよ。つけたいけれども、つけられない。だから、予算を今年も、昨年よりも多くとってもらっているということは聞いておりますけれども、漁業を改革するには、そういう、我々は船も大事けれども、浜も大事けれども、やっぱり一番重要課題は人だと思うんです。だから、これから人がいなければ何ぼ改革しても漁業は続かない。

そして、今実習制度から今度は雇用型ということで、国会でも出ておりますけれども、やっぱり雇用にするならば日本の国籍を与えろとか、そういうふうにしていただかないと、やはり来てやる、本人たちも日本の国籍を与えれば、それなりに実習制度で来る漁業実習生はかなり頭のいいやつばかりです。ですから、役職あたりも、この機関長の免状でもキョク長の免状でも取らせるというようなことにつながっていけば、まだまだ魅力あると思うんです。

ですから、その中でも海上ブロードバンドはやはりこれからの若者、船に乗ってくる人にとっては一番重要じゃないかなと思いますので、今日のこの会議にはちょっと通るよう話ではございませんけれども、長谷長官がいらっしゃいますので、漁業を改革するという

ことに関しましては本当に重要なことだと思いますので。これ、電気製品というのは高いけれども、数が多くなればもちろん安くなるんですね。だから、始めの高いときを水産庁、国のほうで出してもらえれば、あとまたそのお金を生産者からまた納めるとか、そういうこともできるんじゃないかなと思うんですね。

ただ水産庁が金を出しっ放しでやってくださいというんじゃなくて、ある程度がついてしまえば国にお返しするとか、そういう方法もあると思いますので、ぜひやはり一番重要課題じゃないかなと思いますので、長谷長官、ひとつよろしく願いをいたしておきます。

○中課長 水産庁からお渡しした資料というのは、ブロードバンドの関係の資料だということなんですが、まさにここの海上ブロードバンド対応関係省庁連絡会議、これ総務省、国土交通省と農林水産省、私が参加してこういう報告書をつくったんですけれども、この報告書の中身というのが、基本的に海上のブロードバンドというのと、乗ってきた若い船員さんがあまりにも状況が違うというふうに感じたというのは、今は地上のブロードバンドが高速に、しかも低価格になっていて、当然のように至るところで映像を見たり、仲間と通信したりできる状況になっていると。そういう人が一旦洋上に出てしまうと、もう全然通信環境が違ってしまって、これじゃ続かないなというふうな状況になっているというのは、まさに仰るとおりだと思います。

その根本の原因は何かというところを関係省庁で分析いたしまして、やはり地上のブロードバンドというのは光ファイバーで、もう高速通信というのが当然のようなことになっている一方で、海上というのは、結局のところ遠くまで行くと衛星通信でやるしかない。その固定費というのがあまりにも莫大で、そういう通信サービスを提供する業者も元を取るためにはそれなりの通信というのも設置しなきゃなくなる。プラスユーザーも少ないんで、今のところは。その固定費というか受信機自体も単価が高くなっているという状況になっている。

仰るとおり、こういったところをユーザー側、あと使う側、両方、卵が先か鶏が先かというふうな話になりますけれども、両方低価格にすることによってユーザーに使うようになってもらう。ユーザーが増えることによって投資も進んで、それによって低価格のサービスが提供できるようになるという状況を、どっちが先かということはあるんですが、進めていく必要がある。

そういった中で、仰ったようなハードに対する支援という意味では、水産庁の中では、今もうかる漁業の中のスキームで積極的にそういう活用してもらいたいという話は、いろ

いろなところで進めさせていただいているというところと、あと関係省庁、まさにユーザーというのは漁船だけじゃないんで、客船とかいろんなところで大口のユーザーとかもいるわけなんで、そういう人たちを集めて、なるだけこういう新しい通信サービスも出てくるんだから、積極的に活用方策を考えてみてくださいよとか、漁業としても船員にSNSで何かラインやらやらすためにWi-Fiとかそういう通信設備を入れるんじゃないんで、よりいろんな活用の仕方があると思うんです。そういったものの活用の用途というのも広げながら、受け皿というか、ユーザーのニーズというのもつくり出し、そういうものについて入っていきやすいような料金設定も供給する側からも引き出し、そういう形で何とかちょっとずつ進めていくということを模索していこうよということで、この連絡会議もそういう趣旨でこういう報告書をつくって、そういう形で各省庁連携してやっていきましょうということでやっております。

今は牛歩のような状況になっていますけれども、何とか地上のブロードバンドとの格差をつなげるべく取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 この海上ブロードバンドは国交省でしょう。それから法務省でしょう、水産庁でしょう。この3つが絡んでいますから、だから簡単にできないんじゃないかなと私なりに思うんですけれども、だけど、これを地上からじゃなくて衛星からの、今調査船とか、言うなれば取り締まり船とか、何隻しかついていないということなんです。ということは、つけられないんですよ。ですから、これを500万のアンテナを50万とか、月50万の基礎、金額を、50万を5万とかと、それぐらいの10分の1ぐらいにすればほとんどの漁船がつけると思います。

だから、それをやらんことには、何ぼ今四十何校の水産高校があって、3,000人毎年卒業して、その中の1割しか船に乗らないと。その1割の中でも300人のうち200人は商船に乗って、漁船には1年に100人しか乗らないというふうなことを聞いております。やはりそれはなぜかという、今情報収集、何でも一緒、若者でも。やっぱり今うちに乗っている若いやつらも、自分の獲っているサンマを画像で見せたいとか、こういう仕事をやっているんだというのは、やりたいんだけどもやれないというのが、もういつも若い連中からの要望というのかな、社長、何とかならないのかと言われてるんですよ。

ですから、今、丘の人は何でもできるじゃないですか。インターネットもできるし動画もできるし。それが船に乗っている人はできないんですね、全くできないんだから。それをできるようにすれば、まだまだ担い手、若者、船に乗ってくる人はかなり変わってくる

と思うんですね。

だから、さっき言いましたように水産庁、国交省、法務省、3つの省が絡んでいますから、何とか長谷長官も、こうして最初から最後までおられる会議は滅多にないものですから、何とかひとつよろしく願いしておきます。

○長谷長官 言われる話は本当によくわかります、LINEができないような船に乗らないというのが最近の若い人ですからね。若い人が乗りたいような漁船にしないことには漁船漁業に未来はないと、これは基本的にそう思っています。

せっかくだから、あまり長く喋らないようにしますけれども、外国人労働の話が出たので、これがまた今日の朝刊もみんな各紙、外国人労働の受け入れの話であります。今も実習生でカツオ、マグロだとか定置だとかもいくつかの業者が入っていますけれども、例えば井上さんのところのサンマは季節の限定の漁業だから受け入れられなかったんですね。だけど、今度の法律が通ると、その今の今までの実習生のような人が、さらに今回のスキームで仕組みができると、今まで入れなかった漁業種類についても外国人労働を受け入れることができるというようなことで、水産業界、水産庁としては、当然与党が今進めているわけですから、進めていこうということに取り組んでいるところです。それが1つ。

だけど、根本で、もう漁業界も水産加工もそうなんですけれども、人手不足なものですから、それはそれでやっ払いこう、不足の部分についてはそれでとりあえず手当てしていこうということなんですけれども、根本のところでは日本人が、日本の若い人がちゃんと入ってくるような漁業にしないことにはいけませんよねという話で、今回の法律の中でも、個別割り当てを特に沖合漁業で進めていくことによって、沿岸との漁業調整問題を緩和して、多くのをIQにできるものからトン数の制限とかを外せるものは外していこうという方向性は打ち出しているんですね。そういうことによって、居住性だとか安全性だとか作業性だとかを高めていかないと、もう事故率が高い職場に、LINEも使えないのはあれなんですけれども、事故が多いような職場に今どきの少子化の時代の若者は乗ってこないから、そういう方向は打ち出していきたいなということも議論しているところです。

ただ、ここでもサバの回復に絡めて、まき網のミニ船団とか、ミニ船団にする、船団を小さくする中で網船のほうは大きくしてみたいな話をさんざんしてきましたけれども、一方でそういうこと、だけど、沿岸漁業との調整というものを十分丁寧に進めつつも、方向としては若い人が乗るような漁業をちゃんとつくっていききたいと、そのときに大きさだけの話じゃなくて、通信環境というのも物すごく今大きな要因になっているというのは認識

しております。

総務省と国交省と3省でやっています。3省だから進まないということじゃなくて、水産庁だけだと進まないテーマだから、関係の2省とも連携をして検討を進めているということでございます。

○関会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

このことは、私個人的にも今いろんな思いがあります。多分、水産業とか漁業というのは地域と一体となってあるものだと思うので、それぞれに違う実態を持っていると思います。だから、そういうところを尊重して対応できるようなものであってほしいと思います。それから若い人や浜の女性たち、そういう人たちの意見もたくさん聞いていただいて、現場の声がきちんと反映されたいものにしていただきたいと思います。

それでは、意見も出尽くしたようですので、引き続き次回の委員会の開催予定について、事務局よりお願いします。

○事務局（竹川） 例年どおり来年2月～3月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。日時や場所につきましては、会長もしくは委員の皆様のご都合もお聞きしながら追ってご連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関会長 次回の委員会は、例年どおり2月～3月ごろに予定されているとのこと。委員の皆様にはよろしく願いいたします。

そうしましたら、委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力並びに貴重なご意見、本当にありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました宮城県の畠山委員、それから大臣選任委員の中田委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、第29回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時43分 閉会